

地域の住民が安心して快適に利用できる公園整備を望む

新政会 比留川政彦

問 深谷中央区画整理事業は、区域内の整備もおおむね終わり、区域内には、若い世代が多く流入し、人口が増えている。子どもたちが遊べる公園の整備が急務であるが、ハンディーホームセンター東側にある深谷中央4号公園はどのように整備していくのか。また、コンビニエンスストア

南側の5号公園と深谷交番北側の6号公園は、平成27年度以降に整備する予定であると聞いている。地域からは、グランドゴルフやゲートボール場、子どもたちが遊べる広場を設置してほしいなど、さまざまな要望があるが、どのような考えを持っているのか。

答 区域内の公園のうち、上深谷地区の1号、2号公園は、平成23年度に整備が完了した。今年度整備する4号公園は、良好な樹林地のため、現状を大きく変えることなく、散策路を整備するなど地域に溶け込んだ公園としたい。また、5号、6号公園は、住宅地に隣接していることに加え、地下に調整池が埋設されており大きな構造物が設置できない。このようなことから、低木や花を楽しむ広場的な整備を予定しているが、整備に当たっては、地元自治会と調整しながら、安全で快適に利用できる公園にしていきたい。(ほかに「土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定について」を質問)

介護格差が懸念される地域支援事業への対応と対策は

森藤 紀子

問 著しい早さで高齢化が進み、人口減少社会に向かう中、国は、介護保険の給付費を抑制するため、介護予防給付のうち、訪問並びに通所介護を地域支援事業に移行する考えを示した。地域支援事業は、各自治体の裁量で実施される。本市の自主性が発揮されることを期待する一方で、介護格差が懸念されるが、本市はどう考えているのか。また、要支援者が地域で暮らし続けるためには、地域資源を活用したサービスネットワークが必要と考える。市が、支援を必要とする方々を把握している地域支援者登録制度に、要支援の方々も加えてはどうか。

答 介護予防給付が地域支援事業に移行されると、交付金の対象である現行の地域支援事業の上限額に収まらなくなる場合がある。超過分が市の負担にならないよう、国は、上限額を見直すと言明しているが、法案は、現在、国会審議中のため、算定方法などは明確になっていない。今後、詳細な通知などを受けてから本市の方針を検討していきたい。また、地域での支え合いを目指す地域包括と市全体を把握する地域支援者登録制度では、支援に対する考え方が異なる。このため、当面は、現在の地域支援者登録制度の運用方針を継続していきたい。(ほかに「市の子育て支援策について」を質問)



市公認キャラクター「ブタッコリ〜」



7月30日、31日、小学生広島派遣事業「あやせっ子平和学習生」の児童30人が、被爆地である広島で戦争の悲惨さや平和の尊さについて学びました。また、折り鶴を広島平和記念公園へ届けました。<広島平和記念公園にて>

テレビジョン共同受信施設 民間移行の協議と考え方は

二見 昇

問 平成21、22年度の防衛省地方協力局周辺環境整備課の政策評価書には「防衛施設と周辺地域の調和を図り、周辺住民の理解を得ることを目的に障害防止事業を施す」と記載されている。また、地方協力局長が各地方防衛局長に宛てた通知には「補助事業者は、地方公共団体又は共同受信施設の加入者をもって組織する団体」としている。本市のテレビジョン共同受信施設も障害防止事業の一つであり、補助対象団体になると思うが、民間移行に当たって、防衛省との協議内容と市の見解は。

答 地方協力局長通知は、防衛3条補助で共同受信施設の整備が可能であることを明確にしたもので、適用区域内にある共同受信施設は、今後補助を受けながら、存続させることが可能である。しかし、現在進めている民間移行により、利用料金が安くなることや維持管理が不要となるなど、利用者負担は大きく減少する。区域を補助適用区域と民間移行区域に分割した場合、利用者の公平性を保つことができなくなるため、全ての共同受信施設を民間へ移行することにしたいものである。(ほかに「落合北5丁目『北五景観』内の水田所有者一同の要望書の回答について(遊水機能土地管理補助金制度の検討)」を質問)

一般質問とは

一般質問とは、議員が市の行政(一般事務)全般にわたり、市側に対し事務執行の状況及び将来に対する方針などについて所信をただし、あるいは報告、説明を求め、または疑問をただすことをいいます。

質問は、議会に上程された議案とは関係なく、市の行政全般について認められるもので、議案に関する質疑とは本質的に異なり、質問には意見を加えても差し支えないとされています。

また、議員主導による政策論議であることから、質問する議員はもちろん、受ける執行機関も十分な準備が必要であるため通告制になっています。

本市議会では、通告の際、質問の方法(一括か一問一答)を議員が選択することになっています。議場では、1回目は登壇して通告内容全てにわたり質問し、2回目からは自席で行います。

質問の方法

【一括方式】

第1回目の質問は通告した全ての質問をまとめて行い、再質問は必要なものをまとめて行う方式。

再質問の回数は2回までとし、質問時間は50分以内。

【一問一答方式】

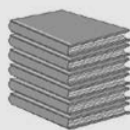
第1回目の質問は通告した全ての質問をまとめて行い、再質問は1問ごとに行う方式。

50分の時間制限内であれば、再質問の回数は無制限。



詳しい内容は 会議録で

市議会だよりは、紙面の都合で発言の一部を掲載しています。



詳しくは、市役所内情報公開コーナー、市立図書館、市議会に備えてある会議録をご覧ください。

また、インターネットでも、会議録の閲覧や検索ができます。市ホームページアドレス<http://www.kaigiroku.net/kensaku/ayase/ayase.html>からご利用ください。

なお、5月臨時会、6月定例会の会議録は、8月下旬から閲覧できる予定です。

